

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 4月 1日施行

令和 8年 3月 19日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町要綱第15号

佐用町農林畜水産業関係補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町農林畜水産業関係補助金等交付要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 8年 3月 19日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町要綱第15号

佐用町農林畜水産業関係補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町農林畜水産業関係補助金等交付要綱（平成17年佐用町要綱第93号）の一部を次のように改正する。

（参考）＊町長が定める補助事業（要綱第2関係）一覧表を次のように改める。

番号	補助事業名
1	農業生産基盤整備事業
2	農地保全事業（ため池）
3	削除
4	野猪・鹿等防護柵設置事業
5	農業振興会育成事業
6	地域活性化推進事業
7	営農用機械等整備事業
8	ビニールハウス施設整備事業
9	優良和牛導入奨励事業
10	ふるさとむら保全活動事業
11	棚田保全推進活動助成事業
12	特産物振興補助金
13	ひまわり生産団地育成事業
14	削除
15	三日月高原ぶどう苗木助成事業
16	三日月高原ぶどう担い手育成事業補助金
17	新規就農実践事業補助金
18	高齢農業者能力活用事業
19	削除

20	地域貢献認定農業者農地集積支援事業
21	町単独間伐作業道設置事業
22	町単独治山事業
23	削除
24	町単独雪害山林復旧事業
25	森林保全間伐促進事業
26	有害鳥獣捕獲活動に伴う補償事業
27	有害鳥獣捕獲活動事業
28	シカ大量捕獲方式整備事業補助金
29	狩猟免許取得・更新補助事業
30	有害鳥獣捕獲檻設置事業補助金
31	経営所得安定対策直接支払推進事業
32	シカ処理施設整備事業補助金
33	経営体育成支援事業補助金
34	町単独造林事業補助金
35	森林整備地域活動支援交付金
36	日本型直接支払制度事業補助金
37	佐用町森林資源活用事業補助金
38	有害鳥獣捕獲活動費等補助事業
39	削除
40	地域特産物販売促進活動等補助金
41	削除
42	農業参入企業と連携した地域計画策定補助金
43	中山間地域等担い手収益力向上支援事業補助金
44	地域が取り組む農業生産基盤整備事業

45	地域が取り組む治山工事
46	削除
47	森林・山村多面的機能発揮対策補助金
48	産地生産基盤パワーアップ事業補助金
49	農業経営スマート化促進事業
50	強い農業・担い手づくり総合支援交付金
51	佐用もち大豆生産基盤整備事業
52	農業機械等導入支援事業補助金
53	西新宿花しょうぶ園啓発交流活動事業
54	農地利用効率化等支援交付金
55	多面的機能支払交付金広域活動組織支援事業
56	農作物特産定着化対策費補助事業（佐用もち大豆、ひまわり、そば）
57	水利施設管理強化事業交付金

参考中

「

町長が定める事業（第2条関係）

補助事業名	優良和牛導入奨励事業
補助事業の目的	意欲のある農業者が、優良和牛を導入することによる牛群の整備と増殖で、肉用牛経営の低コスト化を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	優良和牛を導入する農業者
補助事業の対象となる経費	<p>1 優良和牛（子牛）導入に対するJA経由の補助とし、補助額は1頭当たり50,000円とする。</p> <p>2 県補助事業実施期間中の但馬牛増頭促進事業（この項において「増頭促進事業」という。）で、導入する繁殖雌牛に補助するものとし、その補助要件等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>① 補助額は、1頭当たり25,000円とする。</p>

	② 増頭促進事業により導入する繁殖雌牛に対する補助は、1回限りとする。
補助率	査定事業費以内
補助金の額	予算の範囲内
適用除外する条項	第18条第1項
その他の事項	補助金交付の条件は、補助金交付決定通知書（様式第2号）のとおりとする。

」を

「

町長が定める事業（第2条関係）

補助事業名	優良和牛導入奨励事業
補助事業の目的	意欲のある農業者が、優良和牛を導入することによる牛群の整備と増殖で、肉用牛経営の低コスト化を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	優良和牛を導入する農業者
補助事業の対象となる経費	<p>1 優良和牛（子牛）導入に対するJA経由の補助とし、補助額は1頭当たり50,000円とする。</p> <p>2 県補助事業実施期間中のDX推進による但馬牛・神戸ビーフ増産事業（この項において「DX事業」という。）で、導入する繁殖雌牛に補助するものとし、その補助要件等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>① 補助額は、1頭当たり35,000円とする。</p> <p>② DX事業により導入する繁殖雌牛に対する補助は、1回限りとする。</p>
補助率	査定事業費以内
補助金の額	予算の範囲内
適用除外する条項	第18条第1項

その他の事項	補助金交付の条件は、補助金交付決定通知書（様式第2号）のとおりとする。
--------	-------------------------------------

」に

改め、

「

町長が定める事業（第2条関係）

補助事業名	次世代農業モデルプラント研修・栽培実験棟建設費補助金
補助事業の目的	町立土づくりセンターで生産された堆肥での栽培実験・検証を行うとともに、将来の担い手づくりや新たな農業の推進を図っていくため、佐用高校農業科学科や新規就農希望者等への技術指導・実習・研修等にも活用を行う「次世代農業モデルプラント研修・栽培実験棟」の建設に対して補助を行う。
補助事業の対象となる者	次世代農業モデルプラント研修・栽培実験棟を建設する者
補助事業の対象となる経費	補助対象経費 （1）建設費 （2）栽培設備費 （3）その他町長の認めた経費
補助率	2／3以内
補助金の額	予算の範囲内（但し、上限は10,000,000円とする）
適用除外する条項	
その他の事項	補助金交付の条件は、補助金交付決定通知書（様式第2号）のとおりとする。

別に定める事項

第3条	（指定期日）原則として事業着手の30日前までに提出
第6条第1項	（軽微な経費配分の変更）交付決定を行った補助金の額が変更となるもの以外の変更
	（軽微な事業内容の変更）交付決定を行った補助金の額が変更となるもの以外の変更
第7条第1項	（添付書類）交付申請の添付書類に準ずる。
	（指定期日）変更を必要とする場合速やかに

第10条	(添付書類) 交付申請の添付書類に準ずる。
	(指定期日) 事業完了後1箇月以内又は年度の3月24日のいずれか早い日とする。
第18条第1項	(処分制限期間) 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間

」を

削り、

「

町長が定める事業(第2条関係)

補助事業名	次世代農業モデルプラントにおける加工品製造用機器導入補助金
補助事業の目的	三土中学校跡地を活用して整備される次世代農業モデルプラントにおける加工品製造用機器導入に対して補助を行い、生産作物の高付加価値化・6次産業化を推進する。
補助事業の対象となる者	佐用・IDEC有限責任事業組合
補助事業の対象となる経費	補助対象経費 (1) 加工品製造用機器の導入にかかる経費 (2) その他町長の認めた経費
補助率	1/2以内
補助金の額	予算の範囲内(但し、上限は10,000,000円とする)
適用除外する条項	
その他の事項	補助金交付の条件は、補助金交付決定通知書(様式第2号)のとおりとする。

別に定める事項

第3条	(指定期日) 原則として事業着手の30日前までに提出
第6条第1項	(軽微な経費配分の変更) 交付決定を行った補助金の額が変更となるもの以外の変更
	(軽微な事業内容の変更) 交付決定を行った補助金の額が変更となるもの以外の変更

第7条第1項	(添付書類) 交付申請の添付書類に準ずる。
	(指定期日) 変更を必要とする場合速やかに
第10条	(添付書類) 交付申請の添付書類に準ずる。
	(指定期日) 事業完了後1箇月以内又は年度の3月31日のいずれか早い日とする。
第18条第1項	(処分制限期間) 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間

」を

削り、

「

町長が定める事業(第2条関係)

補助事業名	次世代農業モデルプラントにおける人材雇用・運営・管理業務等補助金
補助事業の目的	三土中学校跡地を活用して整備された次世代農業モデルプラントにおいて、事業の安定的な経営基盤の強化を図るとともに地域の雇用を促進するため、人材の雇用、農場の運営・管理、人材の派遣・出向等に関する委託業務経費、販売協力費等を対象に、事業運営初期時における立ち上げ支援を行う。
補助事業の対象となる者	佐用・IDEC有限責任事業組合
補助事業の対象となる経費	補助対象経費 (1)人材の雇用に関する経費 (2)農場の運営・管理、人材の派遣・出向等に関する委託業務経費 (3)販売協力費 (4)その他町長の認めた経費
補助率	1/2以内
補助金の額	予算の範囲内(但し、上限は7,000,000円とする)
適用除外する条項	
その他の事	補助金交付の条件は、補助金交付決定通知書(様式第2号)の

項	とおりとする。
---	---------

別に定める事項

関係条項	内容
第3条	(指定期日) 原則として事業着手の30日前までに提出
第6条第1項	(軽微な経費配分の変更) 交付決定を行った補助金の額が変更となるもの以外の変更
	(軽微な事業内容の変更) 交付決定を行った補助金の額が変更となるもの以外の変更
第7条第1項	(添付書類) 交付申請の添付書類に準ずる。
	(指定期日) 変更を必要とする場合速やかに
第10条	(添付書類) 交付申請の添付書類に準ずる。
	(指定期日) 事業完了後1箇月以内又は年度の3月31日のいずれか早い日とする。
第18条第1項	(処分制限期間) 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号) に定める期間

」を

削り、

「

町長が定める事業(第2条関係)

補助事業名	農作物特産定着化対策費補助事業
補助事業の目的	町の特産品である佐用もち大豆、ひまわり、そばの良品質生産を奨励するとともに、原材料確保等を図り、町特産品の開発と農業の振興に寄与することを目的とする。
補助事業の対象となる者	農業振興会に所属する生産者団体等
補助事業の対象となる経費	J Aの検査に基づき、規格を満たし出荷したものに対して助成する。
補助率	佐用もち大豆 1 k g 当たり130円 ひまわり 1 k g 当たり250円 そば 1 k g 当たり130円

補助金の額	予算の範囲内
適用除外する条項	全条項
その他の事項	J Aまたは(株)元気工房さようからの生産者毎の検査明細に基づき、支払い決定の事務処理後、支払いを行う。

別に定める事項

関係条項	内容
第3条	(添付書類)
	(指定期日)
第6条第1項	(軽微な経費配分の変更)
	(軽微な事業内容の変更)
第7条第1項	(添付書類)
	(指定期日)
第8条第1項	(報告事項等)
第10条	(添付書類)
	(指定期日)
第18条第1項	(例外事項)

」を

「

町長が定める事業（第2条関係）

補助事業名	農作物特産定着化対策費補助事業
補助事業の目的	町の特産品である佐用もち大豆、ひまわり、そばの良品質生産を奨励するとともに、原材料確保等を図り、町特産品の開発と農業の振興に寄与することを目的とする。
補助事業の対象となる者	農業振興会に所属する生産者団体等
補助事業の対象となる経費	J Aの検査に基づき、規格を満たし出荷したものに対して助成する。

補助率	佐用もち大豆 1 k g 当たり150円 ひまわり 1 k g 当たり250円 そば 1 k g 当たり130円
補助金の額	予算の範囲内
適用除外する条項	全条項
その他の事項	J Aまたは(株)元気工房さようからの生産者毎の検査明細に基づき、支払い決定の事務処理後、支払いを行う。

町長が定める事業（第2条関係）

補助事業名	水利施設管理強化事業交付金
補助事業の目的	農業用ため池の水位を一定の期間常に下げ雨水貯留容量を確保することで、ため池堤体への負荷軽減や河川・下流水路の急激な増水防止を目的とする。
補助事業の対象となる者	県の定める総合治水条例で指定貯水施設に指定された農業用ため池の管理者
補助事業の対象となる経費	対象となる経費は、県の定める総合治水条例にかかる貯水施設管理計画に基づく雨量貯留確保にかかる措置の実施に必要な経費とする。
補助率	補助率月額 35,000円 ただし、年間2か月分を上限とする。
補助金の額	予算の範囲内
適用除外する条項	
その他の事項	その他の事項補助金交付の条件は、補助金交付決定通知書（様式第2号）のとおりとする。

別に定める事項

関係条項	内容
第3条	(添付書類) 1 事業計画書 2 その他
	(指定期日) 原則として事業着手の30日前までに提出

第6条第1項	(軽微な経費配分の変更) 経費区分の新設又は廃止以外の変更 及び補助金交付決定時に付した条件以外の変更
	(軽微な事業内容の変更) 事業区分の新設又は廃止以外の変更 及び補助金交付決定時に付した条件以外の変更
第7条第1項	(添付書類) 交付申請の添付書類に準ずる。
	(指定期日) 変更を必要とする場合速やかに
第8条第1項	(報告事項等) 町長の求めに応じ速やかに (別紙様式)
第10条	(添付書類) 第3条の添付書類に準ずる。
	(指定期日) 事業完了後1箇月以内又は年度の3月31日のいずれか早い日とする。
第18条第1項	(処分制限期間) 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」 (昭和40年大蔵省令第15号) に定める期間

」に

改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。